

**薩摩川内市**  
**移動販売事業支援補助金 申請要領**

**1 趣旨**

買物不便地域における定期的な移動販売機会の確保、生活利便性の向上のために、移動販売事業者による、移動販売車両の導入及び更新に要する経費に対し、補助するもの。

**2 補助対象者**

以下の要件を全て満たす法人又は個人、団体とします。

- (1) 本市内に事業所を有すること。
- (2) 買物アクセス困難地域を含む本市内において、移動販売事業を実施すること。

※「買物アクセス困難地域」とは買物弱者支援が必要と認められる地域として、市が指定した下表の地域を指します。

|      | 買物アクセス困難地域                                                                                                                                                                                                          |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本土圏域 | 西方町、湯田町、陽成町、城上町、水引町、網津町、小倉町、湯島町、港町、田海町、御陵下町、上川内町、木場茶屋町、青山町、隈之城町、川永野町、都町、尾白江町、百次町、永利町、寄田町、高江町、久見崎町、白浜町、中村町、久住町、楠元町、樋脇町倉野、樋脇町塔之原、樋脇町市比野、入来町浦之名、入来町副田、東郷町斧渕、東郷町藤川、東郷町南瀬、東郷町宍野、東郷町鳥丸、東郷町山田、祁答院町上手、祁答院町黒木、祁答院町藺牟田、祁答院町下手 |
| 甑島圏域 | 里町里、上甑町中甑、上甑町江石、上甑町桑之浦、上甑町中野、上甑町平良、上甑町小島、上甑町瀬上、下甑町手打、下甑町瀬々野浦、下甑町青瀬、下甑町片野浦、下甑町長浜、鹿島町藺牟田                                                                                                                              |

※「移動販売事業」とは、あらかじめ販売箇所及び時間を設定し、肉及び魚、野菜、日常生活用品を車両に乗せて移動しながら販売する事業（特定の品目のみの販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販売を除く。）を指します。

- (3) 移動販売事業を**週4日**以上実施し、販売箇所を1週間あたりの**べ30箇所**以上設定していること。
- (4) 移動販売事業において販売する品目数が**50種類**以上であること。
- (5) ただし、甑島地域においては販売箇所を1週間あたりの**べ10箇所**以上設定し、販売する品目数が**30種類**以上であること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他移動販売事業に関係する法令を遵守すること。
- (7) 市税等の滞納がないこと。

### 3 補助対象経費

---

移動販売事業に必要な経費で、以下のもの。

- (1) 移動販売車の購入費
- (2) 移動販売車の改造費  
(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

※「移動販売車」とは、移動販売事業に使用する車両をいう。

### 4 補助率及び補助上限額

---

補 助 率：補助対象経費の 2 分の 1 以内（千円未満切り捨て）

補助上限額：200 万円

### 5 申請手続

---

・移動販売車の購入・改造を検討している段階で一度ご相談ください。

(1) 補助金交付申請

下記書類を全て用意し、移動販売車の購入、改造を行う 7 日前までに提出してください。

- ☐ 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 事業計画書（様式第 2 号）
- ☐ 収支予算書（様式第 3 号）
- ☐ 県税の未納がないことの証明書（地域振興局・支庁の県税担当課で取得できます。手数料は、申請者負担です。）
- ☐ 市税等の滞納がない証明書、または、同意書
- ☐ その他必要書類

※提出先：薩摩川内市役所 本庁 5 階 経済政策課 企画総務・経済グループ

※市税等の滞納がない証明書は、市が保有する情報により調査することについて申請者が同意書を提出する場合、提出不要です。

(2) 交付決定

申請書類を審査し、交付することが適当と認められたときは交付決定通知を送付します。

(3) 変更申請

事業内容（事業計画や収支予算）に変更が生じる(た)場合は、速やかにご連絡ください。変更申請の手続が必要な場合があります。下記書類をそろえて提出してください。

- ☐ 補助金等事業計画変更承認申請書
- ☐ 変更事業計画書
- ☐ 変更収支予算書
- ☐ その他必要書類

(4) **実績報告**

手続き等の処理が完了したときは、速やかに（おおよそ2週間以内に）実績報告を行ってください。

- ☐ 補助対象経費の支出等が確認できる書類（領収証の写し等）
- ☐ 納車又は完成した車両の写真
- ☐ 請求書
- ☐ その他、必要書類

(5) **確定通知**

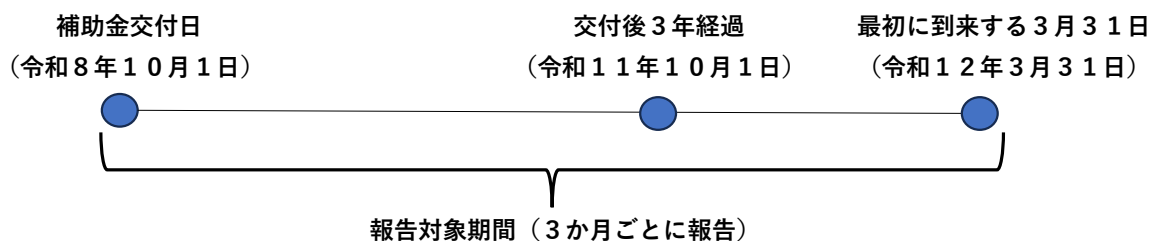
実績報告が届き次第、精査を行い、交付することが適当と認められた場合、確定通知を送付し、補助金の支給を行います。

(6) **状況報告**

補助事業者は、補助金の交付の日から起算して3年を経過した後に最初に到来する3月31日までの間、移動販売事業の実施状況について、四半期ごとに報告を行うこと。

（例）

## 移動販売事業実施状況報告期間



## 6 申請書類の入手方法

- ・薩摩川内市ホームページ
- ・薩摩川内市役所 本庁5階 経済政策課 企画総務・経済グループ

## 7 問合せ先

薩摩川内市 経済シティセールス部 経済政策課 企画総務・経済グループ（本庁5階）

TEL： 0996-23-5111 内線5751・5752・5753

※受付時間： 8：30～17：15（土日祝日を除く）